

第六十七回国会 参議院大蔵委員会會議録第八号

昭和四十六年十二月二十一日(火曜日)

午前十時三十四分開会

委員の異動

十二月十三日

田淵 哲也君

加藤 進君

十二月十六日

栗林 卓司君

十二月十七日

松下 正寿君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

補欠選任

栗林 卓司君

渡辺 武君

補欠選任

松下 正寿君

補欠選任

栗林 卓司君

前田佳都男君

柴田 榮君

鳴崎 均君

成瀬 幡治君

多田 省吾君

栗林 卓司君

青木 一男君

伊藤 五郎君

大竹平八郎君

棚辺 四郎君

津島 文治君

西田 信一君

松垣徳太郎君

小谷 守君

竹田 四郎君

戸田 菊雄君

鈴木 一弘君

政府委員

大蔵政務次官

厚生省医務局長

事務局側

常任委員会専門員

説明員

大蔵省主計局主計官

渡辺 武君

野末 和彦君

船田 讓君

松尾 正雄君

坂入長太郎君

渡部 周治君

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○連合審査会に関する件

○租税及び金融等に関する調査(当面の財政及び金融等に関する件)

○委員長(前田佳都男君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。去る十三日、加藤進君及び田淵哲也君が委員を辞任され、その補欠として渡辺武君及び栗林卓司君が選任されました。

○委員長(前田佳都男君) この際、理事の補欠選任についておはかりいたします。

去る九日の栗林卓司君の委員異動に伴い、理事の補欠選任を行ないたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長にその指名を御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(前田佳都男君) 御異議ないと認めます。

それでは、理事に栗林卓司君を指名いたします。

す。

○委員長(前田佳都男君) 次に、連合審査会に関する件についておはかりいたします。

沖繩及び北方問題に関する特別委員会に付託されております沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律案外六件について、沖繩及び北方問題に関する特別委員会に対し連合審査会の開会を申し入れることに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(前田佳都男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、連合審査会開会の日時につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(前田佳都男君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

○委員長(前田佳都男君) 次に、租税及び金融等に関する調査中、当面の財政及び金融等に関する件を議題といたします。

質疑のある方は、順次御発言を願います。

○戸田菊雄君 きょうは、当面の緊急課題といわれる円・ドル等の問題については、あした本会議でそれぞれ質問することになっておりますから、この場で質問をいたします。したがって、私のきょうの質問は国立療養所の整備問題について、この一点に集中して質問してまいりたいと思ひます。

で、厚生省の医務局長が出席をしておりますから、四十三年に成立したいわゆる国立療養所の特別会計法、これが制定してすでに四年ですね。政府の提案理由で、国立療養所の整備の促進、医療の充実、これが当時の水田大蔵大臣の国会と国民に対する公約であったと思うんですね。この公約

は現状守られていると思うかどうか、その辺についてまず見解を局長のほうからお聞きしたい。

○政府委員(松尾正雄君) 四十三年に国立療養所が特別会計に移行いたしました際、ただいま御指摘のように、国立療養所の整備を、特別整備ということで実施をするということがきまりました。当時、御承知のとおり五カ年計画をもちまして、二百三十億円のワケをもってこれを整備をしようというものが決定いたしておるわけでござい

ます。その後、四十七年度をもって最終とするわけでございますが、年々いままではその二百三十億円の消化というものが五年で済むような形で実施をしてまいっておるわけでございます。

ただ実態を申し上げますと、御承知のように国立療養所、これは老朽いたしました建物でございまして、したがって、予定されました八十四カ所の整備というものの中でも、実態をいたしましては、やはり患者さんのおられる病棟部門は、これはいかにもひどい建物でございまして、そのうちのほうのまず整備ということに重点を置かざるを得ないというところで、かなりそちらのほうは進捗してまいっておるわけでございます。しかし、そういうところの重点を置きました関係で、他の残った部分の整備というものはかなりおくれ

て、こういう状態でございます。○戸田菊雄君 どうも大臣がおりませんから、本件については局長答弁できるかどうかわかりませんが、四十三年の四月十日、これは参議院の本会議でありましたが、水田大蔵大臣が趣旨説明を本件について行なったわけですね。この要点は、近年は国民の疾病構造の変化に伴う各種の長期慢性疾患、重症心身障害者、進行性筋萎縮症等の新たな医療需要にこたえることが強く要求されているのであります。しかしながら、現在の国立療養所の施設の多くは老朽化しておりますので、このよ

うな時代の要請にこたえるために、すみやかに、かつ、計画的に整備を促進し、充実した医療を行なう体制を確立する必要があります。こういう趣旨の国会議における趣旨説明を水田大蔵大臣はやられたんですね。だから、こういういわば計画的整備促進、充実した医療体制の確立、この二つの目的に向かつて今日まで五カ年計画というものを実行してきたと思うのですけれども、その具体的な内容について特別整備の進行関係についてどうなっているか、まず具体的にひとつ説明していただきたい。

○政府委員(松尾正雄君) 先ほど来申し上げましたように、四十三年ではその年度計画の一部といたしまして四十四億円、それから四十四年度で四十五億円、四十五年も四十五億円、四十六年は当初四十五億円、それに追加がございましてさらに五億円ということで計画を進めてまいりましたのでございます。

施設数について申し上げますと、八十四カ所のうちの八十一については、何らかの意味の手をつけたという状況になっておりますが、特に先ほど来申し上げましたように、病棟部門については七十六の施設についてその改善をはかつてきた、こういう状況になっておるわけでございます。したがって、来年度におきましても、引き続きこの計画を達成するということが私どもの責務だと考えておるのでございますが、これは率直に申し上げまして、当時の二百三十億円というものの予定以後、建築単価等も上がってまいっております。それからまた医療需要自体の変化というよりなこともございまして、当初よりもやはりさらに充実をしなければならぬ。こういう要望等もございしますので、そういった面を考慮いたしますと、私どもは率直に見まして、当初どおりの二百三十億円で計画が全部済むというふうにはいまの段階では考えられないんじゃないか。やはりもう少し先へ進み足さなければ完全にはできないような感じを受けております。

○戸田菊雄君 具体的にいま若干局長も答弁をされておるんですが、まず第一は、国立療養所当初計画で百五十四カ所ですね、そのうち特別整備が八十四カ所、これがいま局長の答弁ですと八十一カ所は何らかの形で手をつけた、こういう答弁ですけれども、一般整備七カ所、計百五十四カ所の国立療養所の整備促進というものは具体的にどうやっていくんですか。その内容をひとつ具体的に説明してもらいたい。一般整備、特別整備、国立療養所全体の百五十四のうちどれがどうい一体整備計画になっているか。

○政府委員(松尾正雄君) 特別整備につきましては、もう御承知のように、耐火構造、鉄筋コンクリートをもつて病棟その他を近代化するということがねらいでございまして、先ほど申し上げましたように、病棟部門については七十六というものに着手いたしておるわけでございます。そのほかほとんど付帯設備に至りますまで完成したところもございまして、まだ残したところもかなりある、こういう状況でございます。

一方、残された八十四以外の施設につきましても、ただいま御指摘のような一般整備というワケでもって整備をいたしております。その主体といえますところは、やはり鉄筋化というところまではとってまいりませんので、その老朽の度合い、あるいは地方におけるいろいろの医療需要の変動等に基づきますところの治療棟その他の整備、こういった形でやっております。いわばこれについては基本的に大々的に一般整備で面目を一新するといふような形では進んでいないわけでございます。

それからなお、先ほど来お話のございましたように、重症心身障害者の施設の設置でございますとか、あるいは筋ジストロフィー患者の収容のための施設、これはこういうワケとは別に独立いたしまして、それぞれ整備いたしております。特にこういう状態の子供たちの施設については、火災その他の条件も考慮いたしまして、原則として全部平屋建て、鉄筋ではございますけれども、平屋建てという形で、そういう重症児のための環境な

り、万一という場合を考慮いたしました設備構造ということで設置をするという方針でやっておりますわけでございます。

○戸田菊雄君 耐火近代建築等についてはこれはまた別途詳しく聞いてまいりますけれども、四十三年度では四十四億円、四十四年度で四十五億円、四十五年度で四十五億円、四十六年度四十五億円、そして来年度四十七年度は五十一億円、合計さつき医務局長が説明したような二百三十億円というものを、特別会計に移行するに伴って各種整備促進のために一般会計から繰り入れたのです。二百三十億円、この四十三年から六年までの実績はこれはそれぞれ計画どおり間違いありませんか。

○政府委員(松尾正雄君) その予算につきましては全部消化してまいっております。

○戸田菊雄君 四十七年度の要求はどういう金額になっておりますか。

○政府委員(松尾正雄君) 二百三十億円を単純にずっと伸ばせば、最終へいきますと先ほど御指摘のような数字になるわけでございますが、それをもつては私たちがこの計画ができない、こう考えておまして、来年度は八十三億円の要求をいたしております。

○戸田菊雄君 当初の五カ年計画の五十一億円で計画が実行できない理由はどこにあるところにあるんですか。

○政府委員(松尾正雄君) 先ほどちょっと申し上げたと思いますが、やはり最初にセットいたしましたときに、いわばその後の建築単価の値上がりでございますとか、そういったものが必ずしも十分に織り込まれていないわけでもございせんし、またその見通しも必ずしも正確なところではない、したがって、一般的に申し上げれば、年々八分程度の一般会計の予算でも単価アップが予算上も行なわれているようなところでございまして、そういったようなことも結局最後にしわになってござるを得ない。そういうことで、私どもはやはりその部分は最終年度で補正いたしたいという

いうことで要求を出しておるような次第であります。

○戸田菊雄君 私は、四十七年度八十三億円を要求したという御説明ですが、金額を増額したという点についてはいささかも反対じゃない、賛成なんです。しかし、いま医務局長が言ったように、八十三億円が国民とわれわれに約束した二百三十億円の総体五カ年計画というものは実行いたしかねる、こういうふうには考へるのですね。その辺の見通しはどうですか。もう来年一年度しかないわけですね。

○政府委員(松尾正雄君) 率直に申し上げて、その後のいろいろな医療の変化というものがございまして、先ほど申し上げましたように、当初考えたりも、より多くの整備を個々の療養所についても行なわれなければならぬというふうな実態が出てまいりますので、一応私ども八十三億円というところでやっておりますけれども、やはりそういった面を考えますと、なお多少の不足というものは出てくるのではないかとただいま見通しております。

ただ、幾らになるかということとは、この八十三億円のつけ方なり、その実施あげくにおきますところの姿によって、それぞれ最終的にきまってくると思っております。ただいまの段階では最終的に残るであろうということは明確にお答えしにくい段階ではございますけれども、しかし、ただいま申しましたような事情を考慮してみますと、なおその先に若干の整備というものが必要になるといふふうに判断するのが現段階では一番妥当ではないかと私は考えております。

○戸田菊雄君 二百三十億円の内訳について若干質問したいのですけれども、一つは土地処分がございまして、いままで土地処分をしたのはどのくらいで、金額にしてどのくらいあるんですか、これをちょっと説明していただきたい。

○政府委員(松尾正雄君) 四十三年におきましては十八億円が土地処分でございます。四十四年度は十四億円、四十五年度が十億円、四十六年度が

十億円、四十六年度は見通しでございます。こういうことでございます。

○戸田菊雄君 当初の土地処分の総額は、局長ないしは大蔵省の当時の説明では、四十億円ないし五十億円見当になるだろう、こういうことですね。いま医務局長の説明ですと、四十六年度までの処分内容が、それぞれ合算しますと五十二億円で、これはおそろしく私の想定では、土地値上がりその他がずつと行なわれましてから、そういうものの加算が五十二億円というふうな、当初の見通しよりも上がった、そういうことになるのだらうと思いますが、その辺の理解はそれでいいですか。

○政府委員(松尾正雄君) 大体先生のような御理解で私どももおるわけでございます。

○戸田菊雄君 そうしますと、四十七年度はどのように見積もられているか、土地処分は。

○政府委員(松尾正雄君) 四十七年度は私どもは一応要求の段階では五億円と見込んでおるわけであります。

○戸田菊雄君 そうしますと、土地処分は大体当初計画どおりに、若干それを上回っていつているわけですね。四十七年度の五億を含めると、五十七億円で、四年前に計画した当初よりも七億円程度大体増という、こういう状況になったと思ふ。

それから、借り入れ金ですけれども、借り入れ金は当初の百億円、そのまますばりいつているわけですか。

もう一つは、一般会計から八十億円ないし九十億円という繰り入れがあるわけですが、これらの計画はどうですか。

○政府委員(松尾正雄君) 借り入れ金は、四十三年度が十五億円であります。それから四十四年十八億円、四十五年十八億円、それから四十六年は当初予算で十八億円であります。追加がございまして、三億円ということになっております。

それから一般会計の負担は、四十三年が十一億円、それから四十四年が十三億円、四十五年が十

七億円、四十六年も十七億円、これは当初でありまして、追加の部分でさらに二億円、こういう実態でございます。

○戸田菊雄君 合計で幾らになるのですか。借り入れ金、一般会計、繰り入れ。

○政府委員(松尾正雄君) 借り入れ金が、ただいま申しましたところで六十九億円、それから土地処分が五十二億円、それから一般会計が五十八億円、こういうことになります。

○戸田菊雄君 四十七年度はどうなりますか。借り入れ金、一般会計、繰り入れ。

○政府委員(松尾正雄君) 借り入れ金といたしましては五十九億円を予定しております。それから一般会計は十九億円。先ほど申しました土地処分五億円、こういうことでございます。

○戸田菊雄君 そうしますと、借り入れ金の場合には、いまの局長の説明ですと、百二十八億円、四十七年度の要求を含めて、こうなるわけですね。それから、一般会計のほうは七十七億円で、それから、当初見積もり八十億円ないし九十億円といったこの額よりも相当下がったわけですね。これはどういふ事情によるのですか。ふえていくのは私はいふと思うのです。しかし、一般会計からの八十億円ないし九十億円というものが下がっているというのはいふわけですか。

○政府委員(松尾正雄君) これは年々の予算を決定いたします際に、いろいろと予算折衝の過程で、土地がどれくらい出るであろうとか、そういったような折衝がございまして、その結果として、一般会計はこれくらいというふうな毎年落ちついているという事情でございます。一般会計だけを独立にセツトしてという形にはまいりませんで、やはり全体の中で財源振り分けをやり、見通しを立てる。こういう結果として、ただいま申し上げましたような結果になっているわけでございます。

○戸田菊雄君 そうすると、二百三十億円をこえるのですか、こえないのですか。この関係どうなりますか。土地処分、借り入れ金、一般会計、こ

れを、全体合わせてみて、それで当初四十三年から四十七年までの二百三十億円。これとの関係は、計算はどうなりますか。

○政府委員(松尾正雄君) 来年の、四十七年の要求をそのまますし実現いたしましたいたしますれば、

〔委員長退席、理事柴田栄君着席〕

二百三十億円よりもさらに三十億円程度全体の額はふえることになります。

○戸田菊雄君 これで大体当初約束どおりの整備計画ができるわけですか。それはどうですか。

○政府委員(松尾正雄君) まあ大体当初考えましたような、その当時考えられていたような工事は、はばいくというところで、私どももいろいろうな要求を出した次第でございますけれども、先ほど来申し上げましたように、その後、いろいろな、やはり医療需要というものはしつちゅう変化をいたしました。いまのうちに、そういうものに合はせながら考えていくといたしまして、たとえばこれですべてもう終わらだといふことが言えるのでございましょうか。こう考えますと、私はやはりなお追加すべきものが残るであろうというふうな考えているわけでございます。

○戸田菊雄君 結局、結論としては、計画どおり実行はできないということになるわけですね。その原因は一体どういふところにあるわけですか。

さつき医務局長は、いままでの計画実行が、建築費の値上がり等について、若干そこを来たしておるという答弁をなされておりますけれども、私のいろいろな情報によりますと、大体二百三十億円で、総体において百億円程度建築費の不足を来たすであろう。したがって、割合にして六割強程度しかいかにないという面がある。これは当然だと思ふんですよ。四十三年から四十七年までの、経済変動に伴う建築資材その他の値上りが、当然予想されるわけですから、当時制定をされる際には、あらかじめそういうことも想定をしておられたのかということ——あとで出します

百六十億円でしよう。われわれが考える百億円不足というのに対しては、三十億円というものが手当てをされておらないということですね。そうだとすれば、七十億円見当不足なんです。四十七年度、あと一年しかこれはない。そのままだではこれは実行できないということになります。こういう問題に対しては、一体、厚生省としてはどういふ考えを持っておりますか。

○政府委員(松尾正雄君) 私も、その当時、この職にいたわけではございませんので、とやかく申し上げることはいかかと思ふ存じ上げられども、やはり先生ただいま御指摘のように、二百三十億円というものがセツトされるまでの間に、やはり必ずしもそれで完全であるかどうか、いろいろな折衝の過程では、もう少ししよけい要るんだという見通しもあったやに聞いているわけでございます。しかし、結果としては二百三十億円ということでも五年計画をセツトいたしました。しかし、先ほど来申し上げましたような年度別の計画をもつて実施はしてまいる。確かに、物価の値上がり等もございまして、それから、さらに医療のいろいろな変化というもので、単に、昔の、たとえば治療棟をそのまま建てかえればいい、こういうふうなものではございませんで、さらに新しい部分をつけ加えなければ新しい医療に対応できない。あるいは病棟部分等につきましても、それぞれ配慮しなきゃならぬ事情というものが出てくる。こういうことを考えますと、やはり不足になる。その残りといいたしましては、われわれは、少なくとも来年度でできるだけ追いつきたい。こういうことで出しておるわけでございますが、先ほど申し上げましたように、来年の工事を完成した後に、最終的に幾ら残るかというところまでは、まだこまかく実は詰める段階にございませんで、私どもやはり百億円にそれが完全になるかどうか疑問でございまして、先ほど来から申し上げているところでございまして、

ただ、こういう問題についてどうするかという

問題がございますが、私どもは一応、二百三十億円というものがセツトされて進んでまいりました。また、来年度においては、ただいま、理屈のつく限りの補正をしてやりたい、こういう決意でおるわけでございますが、しかし、医療の実態というものは、やはりこれでよしというふうなものではございませんので、私どもはさらに国立療養所全体の機能別のあり方等も含めまして、その次の年度に、やはり総合的な計画を立てたい、こういうつもりであります。

○戸田菊雄君 これは渡部主計官が来ておりますから——いま、国立療養所の整備関係について、四十三年制定の特別会計移行措置に伴っての整備計画大綱について、医務局長に質問をしておるわけですが、大蔵大臣も当時いろいろと厚生大臣と打ち合わせをされて、本案件の整備促進については、十分粗漏のないように打ち合わせをしております。ところが、こういうことだったわけですね。いま医務局長に聞きますと、大体四十七年度で最終年度を迎えるわけですが、この予算要求その他を見ても、完全に八割方実行するという当初の約束からいけばまだ金が不足だとわれわれは考える。具体的にいうと、おおむね七十億円見当不足を来たしている。こういう問題について大蔵省としてはどういうふうな国会と国民に約束した大蔵大臣の実行計画というものを完全に計画どおりに遂行しようとしておるのか、その辺の財政手当てについて具体的にひとつ説明していただきたい。

○説明員(渡部周治君) お答え申し上げます。国立療養所の特別整備の計画につきましては、先生ただいまおっしゃいましたように、四十三年度特別会計ができましたときに、国立療養所が特別会計に移行されましたときに、新たに借入れ金の制度を導入いたしました。四十三年度以降療養所の近代化のための特別整備を行なうというふうなことで、当時予算として二百三十億円という計画が一応きめられたわけでございます。これにつきましては、その後先ほど来医務局長がおつ

しゃいましたような線で整備が進められておるわけでございますが、当初の計画に對しまして建築費単価の値上りがございましたり、あるいは当初予測し得なかつた緊急整備を要するものが出てきたといったような事情がございまして、必ずしも計画どおりの進捗がされておらないということでございます。この点につきましては、われわれといたしまして来年度のように対処するかという問題につきましては、現在最終的な検討を進めておる段階でございますが、私の所管外の財投を含めましての要求でございますので、大蔵省全体どう考えておるかということになります。財投、一般会計含めての話になろうかと思ひます。

われわれといたしましては、四十六年度の補正におきましても、五億円の追加の支出をいたしまして、そのうちには一般会計から二億円、財投から三億円というふうなことでこの整備計画の追加をいたしておるわけでございますが、来年度の要求につきましては、厚生省当局ともよくお話し合いをいたしまして、できる限り整備を進めるべく財政上の配慮をいたしたいと、かように考えております。この問題につきましては、先週もございましたが衆議院の社会労働委員会でも取り上げられまして、当時御出席されました田中政務次官の最大限の努力を払いたいという言明があったわけでございますが、財政当局といたしましてはできる限りそういう線で配慮を払ってまいりたいと思ひます。

○戸田菊雄君 これはさつきもちよつと説明したんですけれども、特別会計切りかえの最大基本本というものは、すみやかな整備の促進でしう。計画に對する建築費の値上り等によつて当然経費が増加されていくことは間違いない。そういう手当ても含めて、厚生大臣、大蔵大臣は逐一、年度ごとに相談を合つて当初計画を変更することもあり得るという答弁を行なっているんですね。そういうものがやられてないから、いま局長が言うように、大体私の推定百億円見当の不足に對して三十億円の手当てしかできない。プラス・マイナ

ス七十億円見当の不足を来たして、結局計画どおりに四十七年度で完了はしない。大体四十七年度まで経過して何割方整備されますか、その辺の見通しはどうですか。

○政府委員(松尾正雄君) 全体で何割かとちよつと、部門部門がございましてで直ちにちよつと申し上げにくい実態でございますが、たとえば病棟関係で申しますと、これは優先的に患者さんのために扱わなければならぬということで、こちらに重点を置いてまいりましたので、八十四のうちの七十六施設というものが手をつけて、まだ若干が残る、こういうことでございます。ただ、いわゆる機能訓練でございますとか、新しいそういう必要性というものが出てきているような部分については、これはまだ非常におくれており、ごく一部しか手がついていない。各部門によりましてそれぞれ進行の度合いが違つておりますので、ちよつと総体としていま使割ということは一括しては申し上げにくいような状態でございます。

○戸田菊雄君 これはどうして計画を申し上げることができないんですか。四十七年度で最終年度にきておるといふのに、

【理事柴田栄君退席、委員長着席】
四十六年度までは実績、経過が現在出ておつて、四十七年度までの程度まで完成するかということにはわからないんですか。

○政府委員(松尾正雄君) たとえば病棟の部分については、これは計画病床数というものがございまして、三万二千七百二十ベッドというものが当初の一応整備のベッド数でございます。それに対して二万六千八百五十ベッドは完全に完成をいたしました。それから七百五十ベッドは、付帯施設棟の作業が進んでおるといふ状況でございますので、全く手のついていないベッド数というのは約五千ベッドということに相ならぬかと思ひます。その辺は率として換算できるわけでございますが、たとえば外来治療棟につきましては三十二の施設が、規模はいろいろでございますが、完成いたしました。付帯施設棟が三カ所いま行なわ

れております。したがつて、残り四十九施設というものは、外来治療棟などについて着手がまだ残されておる。しかし、これもいろいろの規模がございましてので一がいにこれをもつて幾らかということとは申し上げにくい状態でございますけれども、そういう状態でございます。

また、サビス棟について言えば、全体のうちの四十四が完成し、一つがいま着工中でございます。その残りが残つておる。
看護婦宿舎等については、これもいろいろの宿舎の実態がございまして、完成をいたしましたのは二十一、こういうふうな状況でございますので、各部分部分によつてかなりのでこぼがございます。

当初こういうときの大体の計画として言われておりますのは、そのベッド数は幾らやるんだというところが通例一般に立てる計画だと思ひますが、その点で申し上げれば、最初に申し上げたように二万六千八百五十ベッドが完成し、七百五十ベッドがただいま進行中、こういうふうな実情に相なります。

○戸田菊雄君 そのベッド数等の問題についてはあとで触れますけれども、さつき医務局長がおつしやられましたように、土地処分、借入れ、一般会計、この内訳を説明していただいたんですね、四十三年度当時は四十四億円、確かに一般会計では十一億円、借入れ金が十五億円、土地処分が十八億円ですから合計で四十四億円となつておる。以下四十四年あるいは四十五年、四十六年それぞれ四十五億円、四十五億円、四十五億円と、こうきておるわけですね。建築費等、資材の値上りや年度ごとにどうなつておられますか。そういうものも補てんされなかつたから、結果的にわれわれの推測する百億円程度が下回るといふことになつてきたのじゃないですか、これはどうですか。これは渡部主計官のほうでどういうふうに判定されておりますか。医務局長は建築費、資材費等の値上りに伴つていわゆる当初の八割方完成というものができかねるけれども、それはその

当時の園田厚生大臣と水田大蔵大臣との約束に違反するのじゃないですか。当然そういうものを想定して、そういう変化が生じた場合には、対応し得る措置をとりながら国会と国民に約束したことは実行しますと言っておるんですから、その点どうなんですか、財政担当として。

○説明員(渡部周治君) 建築費につきましては、さだかなアップ率を手元に持っておりませんが、大体年率八〇程度平均的には値上がりしているのではなからうかと思ひます。こういう建築単価の値上がりは計画改定に織り込んでいくべきではないかというお話はごもっともだと思いますが、もちろん全体の財源の事情もございまして、一般会計で申し上げますならば、四十三年度が十一億円に對して四十四年度十三億円、四十五年十三億七億円といふぐあいには、それなりにふやしておるわけでございますが、財投につきましても四十三年度は十五億円、次年度は十八億円というように、全体の額として計画どおり進んでいない点について、その点の配慮が足りないというおしかりはごもっともであらうかと思ひますけれども、われわれといたしましては、全体の財源事情という点で、過年度につきましてもはこういふことでやむを得なかつたものではなからうかと思ひます。この点につきまして、将来におきましてはこの計画の推進につき、財源の許す限り最大限の努力を払いたい、かように思っております。

○戸田菊雄君 いま主計官が言うような状況になつていないんですよ。確かに借り入れ金、一般会計でも四十三年度十一億円、四十四年度十三億円です。それから二億円ふえていますよね。それから借り入れ金については十五億円から十八億円で三億円ふえています。土地処分は十四億円で、これで三十一億の十四億で四十五億円で、結局帳尻が合つちやうです。しかし、一面土地処分については金額がむしろ減つていふんです。十八億円、十四億円、十億円、十億円で減つていふ。しかし、総体から見れば土地の値上がりその他によって二億四程度ふえていること

になる。総体見てどうしても二百三十億円から、さらに三十億円見当、これは四十七年度の今回の予算要求を含めてですけれども、そういう結果になつていふんです。だから財政手当てとしては何らやらないといふことにひとしいじゃないですか。結局年次計画で四十五億、四十五億、四十五億で帳尻が合つちやうな状態なんです。そこには建築資材なり物価値上がり、経済変動に伴う諸手当ては何らやらない、こういうことになるんじゃないんですか、どうなんですか。

○政府委員(船田龍君) 詳しいことは主計官からお答えすると思いますが、政府がやっております年次計画、いろいろございまして、治山治水あるいは下水道、道路整備、こういう五カ年計画の進め方において、途中で建設費等の値上がりで見直しをやるかどうかという問題、これは予算の単年度主義の考え方から申しますと、いわゆるローリングバジェット的な考え方を導入せよということになるかと思ひますけれども、なかなかそこまで財政当局としては踏み切れませんので、年次に、最初に定められた額を最後の年度におきまして著しく計画とそがたいしなすときに、財政上の支出をあつて考へるという形で、まあ実際の計画の達成率では必ずしも一〇〇%に達していないといふことは確かに事実でございます。そういう先生からの御指摘も十分胸におさめまして、今度の予算への編成におきましても十分配慮いたしたいと思つております。

○戸田菊雄君 財政手当ての政務次官の御答弁は、かるんですけれども、しかし、実際四十七年度を迎えてみて、それは医務局長が言うとおり、当初の約束は実行できないことになるんです。そういう趣旨の答弁を言つていふ。ですから私は、それは国会と国民に対する冒瀆ではないか、政務次官からいま答弁があつたんだけれども、しかし、それだけでは私は承でかかぬ。当初、これは四十三年度四月の十二日、第五十八回国会の衆議院大蔵委員会決議二十三号、二〇ページ、ここに当時社会党の井手代議士が質問している中

で、園田厚生大臣はこう言つていふんです。大蔵大臣との食い違いはない。年々の国家財政関係、年々の変動もありましようし、私のほうからはもつとふやしてはほしいといふこともありましようが、今年度特別会計移行に際して、こういう計画を立て、大蔵省もこれに協力することで話ができていますので御心配はありませぬ。こう断言して。同時に水田大蔵大臣は、厚生大臣の言うのと食い違いはございませぬ。厚生大臣から総額二百三十億円の計画が出され、これを承知の上で本年度の予算に四十四億を計上したものであり、本年度以降全体計画を実施するよう協力するつもりであり、ここに書かれた数字どおりといふことでなく、来年度以降の折衝できるわけだが、全体計画は両省で一致してゐる。こゝはつきり言つてゐる。

ですから、四十三年度といたしましては、両大臣もまさしく協定決定をして四十四億といふものを計上してゐる。しかし次年度以降は、つど計画に際して両省が話し合ひをして、そうして時に応じて五カ年計画の完成ができるよう、それでその財政の手当てもやつてゐる、両省からも意見が一致してゐるとはつきり言つてゐるのです。だからこゝういふことが、四年後の今日において一体どうなつてゐるかといふことになりまして、医務局長の答弁のとおり、それじゃ国会で一生懸命審議をして国民に約束するといふことは、全部御破算になつてしまふといふことになる。そんな権威のない国会の審議といふものは、全く私は情けないと思ふのです。だからそれは、為政者たる行政機関の政府が、そういうことをきちつと踏まえて実行計画に基づいて実行しない限りどうにもならない。だからさういふ面についての政治責任は、きょう大臣おられますから追及してどうにもなりません。何とかさういふ手当てを、四十七年度一度しかなければ、これを通じていま予算要求、まだ大蔵省の告示もなされてない編成段階ですが、これをもちと前進する体制で検討できないか。どうですかひとつ、その辺は事

務的にどういふところへ進んでいますか、あわせてひとつ回答して下さい。

○政府委員(船田龍君) 先ほど私が答弁申し上げましたように、五カ年間二百三十億といふ計画を年次の消化をしていくことにおいては、決して大蔵省も約束を破つたわけではございませぬが、ただ先ほど主計官が申しましたように、ほぼ年率八〇くらいずつ、これは推定の数字でございしますから、必ずしも正確とは言えないかもしれませんが、建築単価も上がつてゐる、その部分の、いわば年度ごとの見直しを十分にしてこれなかつたといふことにつきましては、たいへん残念に思ふ次第でございます。

そこで、いよいよ四十七年度が国立療養所整備五カ年計画の最終年度でございますから、いま予算の編成期に当たりました、私が必ずこゝういたしますといふことを申し上げかねますけれども、最大限の努力を一般会計並びに財投も含めまして努力してまいりたいといふことを申し上げたいと思ひます。

○戸田菊雄君 当初の計画どおり実行するとなれば、金額にして四十七年度だけ一体必要ですか。いま要求としては医務局長から聞きました。しかし計画を完全に実行するとなればどの程度必要なんですか、説明して下さい。

○政府委員(松尾正雄君) 一気にいま先ほど申し上げましたような工事を全部片づけるとすれば、さらに先ほど先生も御指摘のような、六十億円なり七十億円なりが不足になるのではなからうか、こゝういふ感じはいたします。ただ工事のしかたなり、いろいろな問題において違つてまいりますので、必ずしも最初に申し上げましたように、その数字で固定していかうかといふことになると、私もまだ疑問が残つております。いろいろな工事の変更なり療養所等のいろいろな実情と申しますか、整備を要すべき状態といふものが時々変化をいたしますので、一がいにそのままではつこうだと私が申し上げると、かえつて正しくない答をいたし上げることになりやせぬかといふ心配をいた

しておりますが、大体先生御指摘のような、ほぼそういう見当になりやしないかというつもりであります。

○戸田菊雄君 局長の答弁どおりなんですが、主計官、いま予算編成段階でしょう。その点についてどういふふうに検討されていきますか。

○説明員(渡部周治君) 厚生省からの御要求は一般会計で十九億、財投が五十九億、土地処分が五億、計八十三億という御要求でございます。

○戸田菊雄君 この八十三億では足りないのです、結局足りない。それは私は、厚生省もさうばり八割方完成に向けて国会に責任を持つというならば、四十七年度やはり大蔵省にその要求を出すべきじゃないかと思うのです。いま主計官が指摘したように、合計八十三億では足りないのですから、これはどうして出さないのですか。

○政府委員(松尾正雄君) いろいろ私どももそういうことは前から、先ほど御指摘のように単価のアップ等が年々修正されていくべきではないかという感じを持ちましたけれども、しかしそれは、先ほど政務次官からお答えのように、一応セツトしたものはとにかくそれで年々計画を進める、しかしそういう最後の段階で若干の手直しというのを考える、そういう点から言え、もつとこれが百億をこすような要求をすべきじゃないか、こういう御指摘になろうかと思うのです。私どもそういうつもりで検討したわけでございますが、一方われわれのほうのいろいろな設計なり何なりといういろいろな事情の制約もございまして、なかなか整備が進まず、工事の消化を非常に督促をいたしておりますけれども、やはりある程度限度がございまして、一ぺんに大量のものが一度に消化できるかどうかということになりますと、いろいろな問題点もございまして、これらを勘案いたしました一応こういう数字に落ちついた、こういうことでございまして。

○戸田菊雄君 どうも納得できないんだけれども、ことにいまドル・ショックその他によって日本が非常に不景気だ、今後やはり経済構造そのものを転換しようという、政府要人の声明もあるというから、願わくは社会資本の充実その他によって、社会資本の投資をひとつ拡大していこう、これはやっぱり社会保障その他の充実体制につながるものじゃないですか。ですから思い切って――担当省で金を使うなど大蔵省からいじめられる、こんなこと何も遠慮しないで、必要額を全部要求をして、そして大蔵省とあらかじめ両大臣が答弁をして、そして内容に本問題を突き詰めていくべきじゃないかと思うのですが、どうもいま医務局長の話を聞くとだいぶ遠慮しているようです、どうなんですか。

もう一つは、主計官のように、要求された八十三億は最終的に告示されたのですか。決定額ということになるのですか。もつとこれから変更ということあり得るわけですか。どうなんですか、その辺は。

○政府委員(松尾正雄君) 先ほどお答えいたしましたように、すばりそのすべての不足額を全部計上すべきじゃないかという御意見は、私どもも十分そういうつもりで検討したわけでございますが、先ほど申し上げましたような、実態上の問題というところもございまして、はなはだ本意にとられることも私はやむを得ないと存じておりますけれども、先ほどのようにことで御了解賜わりたいと存じます。

○説明員(渡部周治君) 先ほど申し上げました数字は、厚生省の御要求の額でございます。大蔵省の案につきましては、まだ大蔵省の概算決定をいたしておりますので、現在検討中ということでございます。したがって数字は確定いたしておりません。

○戸田菊雄君 見通しはどうなんですか。もう間もなくそれは最終決定になるのだと思うのですが、年内編成ですか。

○政府委員(船田顯君) いま主計官が申しましたように、まだ御要求は各省から出ておりますけれども、それを取りまとめ一般会計、財投、どの

ようにやっていくかと、たとえばもつともへ戻しますと、国債の発行額をどのくらいにするかというところもまだ最終的に決定してありません。これは内示前に、もちろん政府の予算編成方針が立てられましようから、これにのっとりまして大蔵の考えをまとめ、特に厚生関係の考えをまとめる段階におきまして、先ほどの先生の御注意を十分体していきいたいと思っております。

○戸田菊雄君 医務局長に質問してまいります、現在八十四施設の特別整備がかりに四十七年度若干残つても、一定の整備ができたという状況で考えて、さらに残りの七十施設の一般整備があるのです。さつき医務局長が耐火構造、近代化をする、そういうことで整備をはかるというようなことをおっしゃられた。しかし、これは社会保険旬報ですけれども、ナンバー一〇二号、四十六年十一月一日。その中で厚生省の医務局調べというのがあります。耐火の建設割合が出ています。これを見ますと国立病院は耐火が六十八、木造二十七、計九十五。割合にして耐火施設率が七一・六％。それに対して国立療養所の場合は二三・六％。それに対して低いですね、こういう状況になつてはいるのです。以下都道府県立病院あるいは六六市立病院、市立病院、町村立病院、組合立病院いろいろ統計が出ておりますけれども、そういう中において各病院とも六〇％以上こえてはいるにもかかわらず、国立療養所については二三・六％、これは四十六年十一月一日現在ですね、こういう統計になつてはいる。これは一体どういうわけですか。

○政府委員(松尾正雄君) 国立療養所は、先生御承知のとおり、陸海軍の病院等の非常に広かつた広のものをそのまま引き継いだものでございまして、したがって、いわば木造部分の面積というものが非常に実は広かつたわけでございまして、こういうもので耐火構造でやりましても、結果としての率は非常に低い形に落ち込む、こういうことでございまして。この特別整備そのものが始まり

ましたゆえんも、やはりこういう実態では困るというところで、早くこれを改善しようということでもスタートしたような次第でございまして、これは私どもとしてはやはりなるべく早くこれは安全な施設にしたい、こういうふうに持つていくべきだと考えております。

○戸田菊雄君 その整備計画は今後どういう状況でございまして、何年くらいで大体他の病院と同率くらいまで引き上げる可能性があるのですか、見通し。

○政府委員(松尾正雄君) まだ私どもが直ちにこれは何年計画でございましてというよりなところまでは実はセツトしておるようなものはないでございますけれども、御承知のとおり、日本の疾病構造が非常に大きく変動しております、かつて結核というものが中心でございましたが、次第に結核も減りつつございまして、半面いわゆる老人性の疾患あるいは成人病関係あるいは子供の慢性疾患、こういったようなものがあるといふと多く出てきつております。

で、私は、やはり国立療養所というものは決して国立結核療養所ではないはずでございます、こう考えておりますので、いま申しましたような、わが国の慢性疾患というものが変動する。そういう慢性疾患を担当する施設、その中核としての療養所という性格は、かつてとは違つた意味で新しい性格を付与しなければならぬと考えております。したがって、そういう観点から、残りました各施設についても、その地域地域のいろいろな他の医療機関との関係、こういうものを十分勘案しながら、それぞれ性格づけをはつきりさせて、そうして整備にかかりたい、かように考えておりますので、直ちにこれを全部何年計画だというように、いまの段階ではちよつと申し上げるような段階ではございません。

○戸田菊雄君 それからもう一つは、国立療養所の統合廃止についてですけれども、いまどういう状況になつてはいますか、内容についてひとつ説明してください。

○政府委員(松尾正雄君) 四十一年から申し上げますと、四十一年に統合が二カ所ございます。国立病院への転換が二カ所ございました。それから四十二年度には病院転換が四カ所、結核から精神に転換一カ所、これは実態としては療養所で、変わりがございませぬ。それから四十三年度には病院転換が三つ、統合が三カ所、四十四年度はございませぬ。四十六年度に統合五カ所、こういうような実情でございます。

○戸田菊雄君 それは当時の附帯決議に私は反しているのじゃないかという気がするのです。附帯決議では、少なくとも大幅統廃合を行なわなければならない。非常に抽象的である。結局、統合になつてそのまま存置するところはいいんですけれども、廃止するところは医療機関がなくなつてしまふという事になります。だから、そういう結果になるから、統廃合については、附帯決議でも十分慎重に要望して、大臣も、そのとおり実行します。こういうことになつてゐるのですけれども、いま医務局長お話しになつたように、四十一年以降統廃合はそんに行なわれてきてゐる。いま説明した内容はたして大統廃合になつてゐるかどうかは、中身として問題がございますけれども、たとえば四十三年三カ所の統廃合をやられた。たとえば兵庫中央では兵庫寮と春霞園ですか、これが統合された。それから東名古屋では梅林と八事、それから西新堀では内野と有明、こういうぐあいに統廃合がなされて、一方では医療機関が全部なくなつて地域住民がえらく迷惑をこうむる、こういう状態。いまの姿勢としては、無医村や、そういうことをなくしていこうと、苦勞して巡回医療団まで派遣してやつていこうという、それを拡大していこうというときに、みずから国がやつてゐる医療機関を統廃合によつて縮小、無医村地帯にやつていくというところは、逆行するのじゃないか。こういう点について、いま今後の方向としてはどう考えられてゐるのか。まさしくこれは国民から医療を奪つていくことになるわけですから。

○政府委員(松尾正雄君) 実は先生も十分御承知だと存じますけれども、先ほど来申し上げました、また先生がいまあげられました統合といううな施設は、実はきわめて隣り合つてゐる施設というところをございまして、非常に離れておるというところをございまして、統合してはございませぬ、きわめて近接してゐる、ないしは春霞園と兵庫寮のように、まさに敷地は相接してゐるというところをございまして、そういうところが中心になつて実は行なわれておりました。それがなくなつたことによつて、その地域に非常に大きな医療上の欠陥が生ずるといふようなことはいふように配慮してゐるつもりでございます。

それからも一つ、私どもがこういうようなことを考えておりますのは、これはやや専門的な問題かも知れませんが、実は、先ほど来申し上げておきますように、療養所自体の機能は、決して安んずるだけを保つてきたより過去の姿だけでは十分でございませぬ、やはり医療上の機能といふものが高くなければ国民の御期待に沿うわけにまいらぬと思ひます。しかし、これはやはりある一定限の規模といふものが集約されることによつて、その治療成績といふものが非常に高まります。これは過去に私どももいろいろと、国立療養所のいろいろな施設について分析をした結果からも、ある程度私どもが自信を持つて言えることとございまして、したがつて、むしろこれは単純に数をどうするといふような発想ではございませぬ。やはり隣り合つてゐるようなものがそれぞれ両者合同いたしまして、そしてつばな設備を持ち、また、その医療スタッフもそこで数かふえる、こういう統合をすることによつて、むしろ医療の中身がよくなることを期待してゐるという問題でございまして、そういう意味では、むしろ、国民の医療需要に對しましてより高いレベルでおこなえたいという気持ちから出ているといふことを御理解賜りたいと存じます。

○戸田菊雄君 これは国立結核療養所の四十六年度の十二月現在の医療施設調査なんですけれども、その調査箇所がちょっといまミスプリントでわかりませんが、それによりますと、昭和三十一年に百八十七施設、三十五年百八十四、四十年は百六十八、四十三年百五十四、昭和四十六年は百四十九といふぐあいに漸次相当減つてきてゐる。ですから、いま医務局長が言われるように、このすべてが背中合わせでもつて接近状況にあつたものを一方廃止をして統合した。こういうような内容なのか、そうでなくとも、もっと地域的には広別会計移行に伴つて独立採算制上採算が合わないといふようなことで縮小、統廃合をやつておられるのか、その統廃合の理由といふんですか、そういう内容はどういふ実績になつてゐるのでしょうか、その辺はどうでしょう。

○政府委員(松尾正雄君) たとえば統合いたしました四十六年にいたしましたので数が一番大きなものは西別府病院といふものでございまして、これは光の園、石垣原、別府荘といふ三つを合わせたものでございまして、これはまた別府市内にすべて存在する施設でございまして、それをやはり同じ市内に、きわめていい場所に、きわめて近代的形式で完成をした、こういうものでございまして、先ほど兵庫寮と春霞園の場合もまさに地続きでございまして、こう申し上げました。また南福岡にいたしましては屋形原と福岡厚生園といふのも、まさに敷地の表と裏といふ関係にございまして、大体そういうところを中心に、整理をいたしてきてゐるわけでございまして、たとえば島根、松江にいたしまして、全く同様の事情でございまして、そういうことで、先ほど申し上げましたように、きわめて遠いところでこれをはずすといふようなことは原則的にはやつてまいつております。しかし、こういうことをいたします理由は、先ほど申し上げたように、ここに尽きてゐるわけでございます。決して採算ベースでございすとか、数を減らすとか、こういうことだけを目標にしてゐるわけではございませぬ。したがって

して、患者数自体を見ましても、国立療養所の四十三年度と四十六年を比較いたしますと、むしろ全体としてはややふえてゐる、こういうような結果でございまして、決して統合によつて――統合の趣旨は先ほど申し上げたような、むしろ機能を中心とした考え方ではございまして、決して数を合わせをするとかそういうものではございませぬ。なお全体といたしまして、結核なりその他の患者の全体としての収容力、患者数、こういうものについては決して減つてゐないといふ実績からもその辺は御判断いただけるかと思ひます。

○戸田菊雄君 医務局長いろいろとおっしゃれますけれども、結局この十数年で四十施設近くの療養所がつぶされてゐることは間違いないですね、統廃合によつて。ですから、これは一つの例ですけれども、東京病院のベッド数なども考えてみますと、統合時の昭和三十七年には一千九百七十床あつたのです。一日平均入院が千七百三十九名、その後四十三年に千五百九十床です。そこで約四百床ぐらゐ減つてゐるんですね。結局、入院の一日平均も千二百五十八名といふ、収容しきれないです。減つていくわけですね。現在の四十三年はどうかといふと、千三百七十床です。さらに二百床ぐらゐ減つちやうな。年々ベッド数も減つてくるし、収容人員も減つてくるという状況ですね。これは国民から見れば、じゃそれだけ患者が減つてゐるのかといふと、これは減つてない、横ばい。だから、こういうことだとすれば、これは先進諸外国においてははもつぱら医療といふものは予防に重点を置き、早期発見、早期治療、そして健康を保持してゐるという状態なんです。日本の場合には罹病、いわゆる病氣にかかつてなおかつ満足な治療が得られないという状況。片やGNPは世界資本主義第二位とかいふはつてゐるけれども、だから、そういう意味合いでのいまの経済不況その他にかかわつて社会資本充実を叫ばれるといふのは、そういうところに理由があるんです。ですから、そういうものの担当省として遠慮なく予算の必要なのは要請して、国民の需要に應ずるような対

応措置をつくつていくことが特別会計移行措置の趣旨であるわけですから、ところが、中身を点検すると、まるきり逆になってるんですね。また、それを口実にして大蔵省あたりは予算削減をどんどんやっていることは間違いない、そういう状況。

これはいづれ、きょうは何か医務局長も渡部主計官もそれぞれ別委員会に行かなければいけないというところでありまして、私、いつまでもここで引きとめようという考えありません。いづれ両大臣出た上立って、さらに本問題について、これはやはり政府の、国会や国民に対する公約ですから、そういうものが実行されず、そのまゝ見のがされるというところは、やはり許されなかつたと思うわけです。だからいづれ本格的にもう一度やり直す。だからそういう点について医務局長、いまの統廃合に基づいて、ベッド数等も減つて、そうして罹病者がかかえきれない、そうして野たれ死にさせているというようない、こういう残酷な仕打ちには私はないと思う。だからもつとこの辺を現状に照らしあわして対応できるそういう設備計画というものを、私は四十七年度に向けてでき得る限り努力してもらいたいと思ふのですがね、それはどうですか。

○委員長(前田佳都男君) ちよつと速記をとめて。

○委員長(前田佳都男君) 速記を起して。

○政府委員(松尾正雄君) 私どもも先生御指摘のように、特に国立療養所の結核の部門というだけを考えますと、これはたいへん、老人結核になり、かつ難治患者と申しますか、そういういわば非常にむずかしい患者さんを実はかかえておりました、またいわば肺機能等も非常に低くなりまして、た肺機能患者さんというものを重点的に収容いたしておる。そういう意味で、いわば昔の結核患者を扱った時代とは違つた、結核についてもやはり治療の内容あるいは対応のしかたをしなければならぬ、かやうに考えておりましたので、そういう意味ではやはりこの結核療養所としての国立療養所についても機能の十分強化をはかる、これについては御指摘のとおり、私どもも努力をいたしたいと思ひます。

またさらに、結核以外の慢性関係につきましても、ただいま申しましたと同じような医療の変化によつて行政が出てくるものと存じますので、そういう面についてもやはり慢性疾患の中核機関と

いう意識込みをもつて、内容の充実をはかりたい、かやうに存じております。

○委員長(前田佳都男君) 本件に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。
午前十一時四十六分散会

十二月十五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、沖繩振興開発金融公庫法案

沖繩振興開発金融公庫法案

目次

第一章 総則(第一条―第七条)

第二章 役員及び職員(第八条―第十八条)

第三章 業務(第十九条―第二十三条)

第四章 会計(第二十四条―第三十一条)

第五章 監督(第三十二条―第三十四条)

第六章 雑則(第三十五条―第三十六条)

第七章 罰則(第三十七条―第四十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 沖繩振興開発金融公庫は、沖繩(沖繩県)の区域をいう。以下同じ。)における産業の開発を促進するため、長期資金を供給して、一般の金融機関が行なう金融を補充し、又は奨励することと、沖繩の国民大衆、住宅を必要とする者、農林漁業者、中小企業者、病院その他の医療施設を開設する者、環境衛生関係の営業者等に対する資金で、一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通し、もつて沖繩における経済の振興及び社会の開発に資することを目的とする。

(法人格)

第二条 沖繩振興開発金融公庫(以下「公庫」といふ)は、法人とする。

第三条 公庫は、主たる事務所を那覇市に置く。

2 公庫は、東京都に從たる事務所を置くほか、主務大臣の認可を受けて、その他の必要な地に從たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第四条 公庫の資本金は、附則第四条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額に相当する金額とする。

2 政府は、予算で定める金額の範囲内において、公庫に追加して出資することができる。

3 公庫は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

(登記)

第五条 公庫は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記した後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第六条 公庫でない者は、沖繩振興開発金融公庫という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、公庫について準用する。

第二章 役員及び職員

第八条 公庫に役員として理事長一人、副理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。

(役員の仕事及び権限)

第九条 理事長は、公庫を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、公庫を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して公庫の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事

長及び副理事長を補佐して公庫の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行なう。

4 監事は、公庫の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は主務大臣に意見を提出することができる。

(役員の内命)

第十条 理事長及び監事は、主務大臣が任命する。

2 副理事長及び理事は、理事長が主務大臣の認可を受けて任命する。

(役員の内命)

第十一条 役員の内命は、四年とする。

2 役員は、再任されることができない。

(役員の内命)

第十二条 国務大臣、国会議員、政府職員(非常勤の者を除く)、地方公共団体の議会の議員、地方公共団体の長若しくは常勤の職員又は政党内の役員は、公庫の役員となることができない。

(役員の内命)

第十三条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(代表権の制限)

第十四条 公庫と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が公庫を代表する。

(代理人の内命)

第十五条 理事長及び副理事長は、理事又は公庫の職員のうちから、公庫の從たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の内命)

第十六条 公庫の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の内命)

第十七条 役員及び職員は、刑法(明治四十年法

律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
(退職手当の支給の基準)

第十八条 公庫は、役員及び職員に対する退職手当の支給の基準を設けようとするときは、あらかじめ、主務大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第三章 業務

(業務の範囲)

第十九条 公庫は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

- 一 沖繩において産業の振興開発に寄与する事業を営む者に対して、当該事業に係る設備(航空機、船舶及び車両を含む)の取得、改良若しくは補修又は当該事業の用に供する土地の造成(当該造成に必要な土地の取得を含む)に必要な長期資金を貸し付けること。
- 二 沖繩に住所を有する者で沖繩において事業を営むものに対して、生業資金の小口貸付けを行ない、及び沖繩に住所を有する者に対して、恩給等を担保として小口の資金を貸し付けること。
- 三 次に掲げる者に対して、住宅の建設、住宅の用に供する土地の取得若しくは造成又は借地権の取得、幼稚園等又は関連利便施設の建設、関連公共施設の整備その他の政令で定める使途に充てるため必要な長期資金を貸し付けること及びこれらに関する業務で政令で定めるものを行なうこと。

イ 沖繩において自ら居住するため住宅を必要とする者
ロ 沖繩において自ら居住するため住宅を必要とする者に対し住宅を建設して賃貸する事業を行なう者(地方公共団体を除く)
ハ 沖繩において自ら居住するため住宅を必要とする者に対し住宅を建設して譲渡する事業又は住宅を建設してその住宅及びこれに附随する土地若しくは借地権を譲渡する

事業を行なう者
ニ 沖繩において土地を取得し、造成し、及び譲渡する事業又は土地を造成し、及び譲渡する事業を行なう会社その他の法人並びにこれらの事業を行なう地方公共団体
ホ その他政令で定める者

四 沖繩において農業(畜産業及び養蚕業を含む)、林業若しくは漁業を営む者又はこれらの者の組織する法人その他政令で定める者に対して、必要な長期資金で政令で定めるものを貸し付けること。

五 沖繩において事業を行なう中小企業者に対して、当該事業の振興に必要な長期資金を貸し付けること。

六 沖繩において病院、診療所、薬局その他政令で定める施設を開設する個人又は医療法人その他政令で定める法人に対して、当該施設(当該施設の運営に必要の附属施設を含む)の増設、薬局にあつては、調剤のために必要な施設とする)の設置、整備又は運営に必要な長期資金を貸し付けること。

七 沖繩において営業を営む環境衛生関係営業業者その他の政令で定める者に対して、当該営業を営むために必要な施設又は設備(車両を含む)の設置又は整備に要する資金(当該営業に係る衛生水準の向上及び近代化の促進に必要なものに限る)その他環境衛生関係営業業者の共通の利益を増進するための事業を行なうのに要する資金で、政令で定めるものを貸し付けること。

2 前項において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一 生業資金の小口貸付け 国民金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)第十八条第二項に規定する生業資金の小口貸付けをいう。
二 恩給等 国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律(昭和二十九年法律第九十一号)第二条第一項に規定する恩給等をいう。
三 幼稚園等又は関連利便施設若しくは関連公共施設

共施設 それぞれ住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)第十七条第二項又は第四項第二号に規定する幼稚園等又は関連利便施設若しくは関連公共施設をいう。

四 中小企業者 中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第三十八号)第二条に規定する中小企業者をいう。

五 環境衛生関係営業業者 環境衛生金融公庫法(昭和四十二年法律第三十八号)第二条第二項に規定する環境衛生関係営業業者をいう。

3 公庫は、第一項の業務のほか、第一条の目的を達成するため、産業労働者住宅資金金融通法(昭和二十八年法律第六十三号)第七条に規定する資金の貸付けの業務及び自作農維持資金金融通法(昭和三十年法律第六十五号)第二条に規定する資金の貸付けの業務を行なう。

4 公庫は、第一項及び前項の業務のほか、附則第四条第一項の規定により承継した権利義務の処理に関する業務を行なうことができる。

5 国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律第三条から第九条までの規定は、公庫が同法第二条第一項に規定する恩給等を担保として貸付けをする場合について準用する。

6 住宅金融公庫法第二十二條の二第一項の規定は、公庫について準用する。この場合において、同項中「第十七条第一項又は第二項の規定による貸付けの業務のうち、同条第一項第一号」とあるのは、「沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十六年法律第 号)第十九条第一項第三号の規定による貸付けの業務のうち、同号イ」と読み替へるものとする。
(業務の委託等)
第二十条 公庫は、主務大臣の認可を受けて、金融機関又は地方公共団体に対し、その業務(次条第一項の規定により委託を受けた業務を含む)のうち政令で定めるものを委託することができ。

2 前項の規定による主務大臣の認可があつた場合には、金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、当該認可に係る業務を受託することができ。

3 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関(以下「受託金融機関」という)の役員又は職員で、当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罪則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
(業務の受託)
第二十一条 公庫は、主務大臣の認可を受けて、住宅金融公庫の行なう住宅金融公庫法第十七条第九項に規定する保険の業務又は特別の法律によつて設立された法人で政令で定めるものの行なう貸付けの業務を受託することができ。

2 公庫は、前項の規定により業務の委託を受けたときは、当該委託を受けた業務に係る貸付けによつて生ずる債務の保証を行なうことができる。
(業務方法書)
第二十二条 公庫は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一 貸付金の使途、貸付けの相手方、利率、償還期限、据置期間、貸付金額の限度、償還の方法、担保に関する事項等貸付けに関する業務の方法
二 業務委託の基準
三 その他政令で定める事項
(事業計画及び資金計画)
第二十三条 公庫は、四半期ごとに、事業計画及び資金計画を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
第四章 会計
(予算及び決算)
第二十四条 公庫の予算及び決算に関しては、公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)の定めるところによる。

(国庫納付金)

第二十五条 公庫は、毎事業年度の損益計算上利益金を生じたときは、これを翌事業年度の五月三十一日まで国庫に納付しなければならない。

2 前項の規定による国庫納付金は、同項に規定する日の属する会計年度の前年度の政府の歳入とする。

3 第一項の利益金の計算の方法並びに同項の規定による国庫納付金の納付の手續及びその帰属する会計については、政令で定める。

(借入金)

第二十六条 公庫は、主務大臣の認可を受けて、政府から資金の借入れをすることができる。

2 前項に規定する場合を除くほか、公庫は、資金の借入れをしてはならない。

(沖縄振興開発金融公庫宅地債券)

第二十七条 公庫は、主務大臣の認可を受けて、第十九条第一項第三号の規定による貸付金に係る土地を譲り受けることを希望する者が引き受けるべきものとして、公庫の予算に定められた金額の沖縄振興開発金融公庫宅地債券(以下「宅地債券」という)を発行することができる。

2 宅地債券の債権者は、公庫の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

3 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

4 公庫は、主務大臣の認可を受けて、宅地債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

5 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条から第三百一十一条までの規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

6 前各項に定めるもののほか、宅地債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(余裕金の運用等)

第二十八条 公庫は、次の方法による場合のほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債の保有

二 資金運用部への預託

2 公庫は、業務に係る現金を国庫以外に預託してはならない。

(資金の交付等)

第二十九条 公庫は、業務を行なうため必要があるときは、受託金融機関に対し、貸付けに必要な資金を交付することができる。

2 公庫は、業務を行なうため必要があるときは、政令で定めるところにより、業務に係る現金を郵便振替とし、又は銀行その他主務大臣の指定する金融機関に預け入れることができる。

(会計帳簿)

第三十条 公庫は、主務大臣の定めるところにより、業務の性質及び内容並びに業務の運営及び経理の状況を適切に示すため必要な帳簿を備えなければならない。

(会計検査院の検査)

第三十一条 会計検査院は、必要があると認めるときは、受託金融機関につき、当該委託業務に係る会計を検査することができる。

2 会計検査院は、必要があると認めるときは、第十九条第一項第三号の規定による貸付けを受けた者の会計を検査することができる。

第五章 監督

(監督)

第三十二条 公庫は、主務大臣が監督する。

2 主務大臣は、この法律、産業労働者住宅資金融通法及び自作農維持資金融通法を施行するため必要があると認めるときは、公庫に対して、業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(役員解任)

第三十三条 主務大臣は、公庫の役員が第十二条の規定により役員となることができないう者に該

当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

2 主務大臣は、公庫の役員が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、これを解任することができる。

一 この法律、産業労働者住宅資金融通法若しくは自作農維持資金融通法又はこれらの法律に基づき命令に違反したとき。

二 刑事事件により有罪の判決の言渡しを受けたとき。

三 破産の宣告を受けたとき。

四 心身の故障により職務を執ることができないとき。

(報告及び検査)

第三十四条 主務大臣は、必要があると認めるときは、公庫、受託金融機関、第二十条第一項の規定により業務の委託を受けた地方公共団体(以下この項において「受託地方公共団体」という)若しくは第十九条第一項第三号の規定による貸付けを受けた者で同号ロからニまでの規定に該当するものその他政令で定める者(以下この項において「貸付けを受けた者」という)に対して報告を求め、又はその職員に公庫、受託金融機関、受託地方公共団体若しくは貸付けを受けた者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、受託金融機関又は受託地方公共団体に対しては当該委託業務の範囲内に限り、貸付けを受けた者に対しては当該貸付金に係る業務の範囲内に限る。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雑則

(賃借人の選定等)についての住宅金融公庫法の準用)

第三十五条 住宅金融公庫法第三十五条第一項及び第二項の規定は、第十九条第一項第三号の規定による住宅の建設に必要な資金の貸付けを受けた者で同号ロの規定に該当するものについて、同法第三十五条の二第一項から第三項までの規定は、同号の規定による住宅の建設に必要な資金その他政令で定める資金の貸付けを受けた者で同号ハ又はニの規定に該当するものについて、同法第三十五条の三の規定は、同号の規定による幼稚園等の建設に必要な資金その他政令で定める資金の貸付けを受けた者で同号ロ、ハ又はニの規定に該当するものについて、それぞれ準用する。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 住宅金融公庫法第三十九条の規定は、公庫について準用する。

(主務大臣)

第三十六条 この法律における主務大臣は、内閣総理大臣及び大蔵大臣とする。ただし、第三十条第一項に規定する主務大臣の権限は、内閣総理大臣又は大蔵大臣がそれぞれ単独に行使用することを妨げない。

第七章 罰則

第三十七条 第十九条第一項第三号の規定による貸付けを受けた者で同号ロ、ハ又はニの規定に該当するものが、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その違反行為をした会社その他の法人の代表者若しくは人又は会社その他の法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第三十五条第一項において準用する住宅金融公庫法第三十五条第一項又は第三十五条の三第一項に規定する基準に従わないで住宅又は第十九条第二項第三号に規定する幼稚園等、関連利便施設若しくは関連公共施設(以

下この条において「関連施設等」という。）を貸したとき。

二 第三十五条第一項において準用する住宅金融公庫法第三十五条第二項（同法第三十五条の第三項において準用する場合を含む。）に規定する額をこえて、家賃又は賃貸料の額を契約し、又は受領したとき。

三 第三十五条第一項において準用する住宅金融公庫法第三十五条の第二項又は第三十五条の第三項に規定する基準に従わないで住宅、関連施設等、土地又は借地権を譲渡したとき。

四 第三十五条第一項において準用する住宅金融公庫法第三十五条の第三項（同法第三十五条の第三項において準用する場合を含む。）に規定する額をこえて、住宅、関連施設等、土地又は借地権の譲渡価額を契約し、又は受領したとき。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の罰金刑を科する。

第三十八条 第三十四条第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした公庫の役員若しくは職員、受託金融機関の役員若しくは職員又は同項に規定する貸付けを受けた者である会社その他の法人の代表者若しくは人若しくは会社その他の法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者を三万円以下の罰金に処する。

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、その違反行為をした公庫の役員を三万円以下の過料に処する。

一 この法律により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可

可又は承認を受けなかつたとき。

二 第五條第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第十九條第一項、第三項若しくは第四項、第二十一条又は附則第五條の業務以外の業務を行つたとき。

四 第二十八條第一項の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき。

五 第二十八條第二項の規定に違反して業務に係る現金を国庫以外に預託したとき。

六 第三十二条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

第四十条 第六條の規定に違反して沖縄振興開発金融公庫という名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第二条 内閣総理大臣は、この法律の内容を琉球政府行政主席に通知しなければならない。

6 公庫は、協定の効力発生の時において成立する。

7 公庫は、公庫の成立後、遅滞なく、その設立の登記をしなければならない。

8 公庫が成立したときは、主務大臣は、遅滞なく、その旨を官報で公示しなければならない。

(琉球開発金融公社等からの権利義務の承継等)
第四条 公庫の成立の際、現に琉球開発金融公社の所有する権利義務で、協定に基づいて政府が引き継ぐこととなるもの、大衆金融公庫の所有する権利義務及び琉球政府の産業開発資金融通特別会計、運搬船建造資金融通特別会計、住宅建設資金融通特別会計、農林漁業資金融通特別会計又は本土産米穀資金特別会計に属する権利義務は、政令で定めるものを除き、その時において公庫が承継する。

2 前項の規定により公庫が権利義務を承継したときは、その承継された権利義務に係る資産の価額の合計額から負債の価額の合計額を差し引いた金額に相当する金額が、政府から公庫に出資されたものとする。

3 前項の資産及び負債の評価の方法については、政令で定める。

第五條 公庫は、当分の間、第十九條第一項、第三條（所得税法の一部改正）
第八條 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。
別表第一第一号の表中「宙開発事業団」の項の次に次のように加える。
沖繩振興開発金融公庫 沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十六年法律第 号）
(法人税法の一部改正)
第九條 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。
別表第一第一号の表中「医療金融公庫」の項の次に次のように加える。
沖繩振興開発金融公庫 沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十六年法律第 号）
(印紙税法の一部改正)
第十條 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。
別表第二「医療金融公庫」の項の次に次のように加える。

三項若しくは第四項又は第二十一条の業務のほか、前条第一項の規定により承継した本土産米穀資金特別会計に属する権利義務に係る資金を財源として、沖縄において農業又は漁業を営む者その他政令で定める者に対して、企業の合併に伴う合理化に必要な資金その他政令で定める資金の貸付けを行なうことができる。

2 公庫は、協定の効力発生の日以後一年間は、第十九條第一項、第三項若しくは第四項、第二十一条又は前項の業務のほか、沖縄において事業を行なう者で政令で定めるものに対して、銀行その他の金融機関からの借入金で政令で定めるものの返済に必要な資金の貸付けを行なうことができる。

(名称の使用制限に関する経過規定)
第六條 この法律の施行の際現に沖縄振興開発金融公庫という名称を用いている者については、第六條の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(政令への委任)
第七條 この法律に定めるもののほか、附則第四條第一項の規定による権利義務の承継その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第七條 この法律に定めるもののほか、附則第四條第一項の規定による権利義務の承継その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第七條 この法律に定めるもののほか、附則第四條第一項の規定による権利義務の承継その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第七條 この法律に定めるもののほか、附則第四條第一項の規定による権利義務の承継その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第七條 この法律に定めるもののほか、附則第四條第一項の規定による権利義務の承継その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第七條 この法律に定めるもののほか、附則第四條第一項の規定による権利義務の承継その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

沖繩振興開発金融公庫 沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十六年法律第 号)

(登録免許税法の一部改正)

第十一条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
別表第二中医療金融公庫の項の次に次のように加える。

沖繩振興開発金融公庫 沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十六年法律第 号)

(租税特別措置法の一部改正)

第十二条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四十一条の二第一項中「規定する宅地債券の購入に関する契約」の下に「沖繩振興開発金融公庫と締結した沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十六年法律第 号)第二十七条第一項に規定する宅地債券の購入に関する契約」を加える。

第七十七条の七の見出し中「農林漁業金融公庫資金」を「農林漁業金融公庫資金等」に改め、同条中「が農林漁業金融公庫」の下に「又は沖繩振興開発金融公庫」を、「掲げる資金」の下に「又は沖繩振興開発金融公庫法第十九条第一項第四号に規定する資金(政令で定めるものに限る。)」を加え、「当該資金」を「これらの資金」に、「同項」を「農林漁業金融公庫法第十八条第一項」に、「当該貸付け」を「これらの貸付け」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「環境衛生金融公庫」の下に「沖繩振興開発金融公庫」を加える。

附則第十条に次の一項を加える。

3 道府県は、沖繩振興開発金融公庫が沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十六年法律第 号)附則第四条第一項の規定により権利を承継した場合においては、第七十三条の二第

一項の規定にかかわらず、当該承継に係る不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

(郵便振替法の一部改正)

第十四条 郵便振替法(昭和二十三年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第六十三条の二中「若しくは環境衛生金融公庫」を「環境衛生金融公庫若しくは沖繩振興開発金融公庫」に改める。

(大蔵省設置法の一部改正)

第十五条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中第六号の八を第六号の九とし、第六号の七を第六号の八とし、第六号の六の次に次の一号を加える。

六の七 沖繩振興開発金融公庫を監督すること。

(国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正)

第十六条 国等の債務債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「環境衛生金融公庫」の下に「沖繩振興開発金融公庫」を加える。

(公職選挙法の一部改正)

第十七条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第百三十六條の二第二項第二号中「若しくは環境衛生金融公庫」を「環境衛生金融公庫若しくは沖繩振興開発金融公庫」に改める。

(予算執行職員等の責任に関する法律の一部改正)

第十八条 予算執行職員等の責任に関する法律(昭和二十五年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「環境衛生金融公庫」の下に「沖繩振興開発金融公庫」を加える。

(公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正)

第十九条 公庫の予算及び決算に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「及び環境衛生金融公庫」を「環境衛生金融公庫及び沖繩振興開発金融公庫」に改める。

第五条第二項第二号中「及び中小企業債券」を「中小企業債券及び沖繩振興開発金融公庫宅地債券」に改め、同条第三項中「住宅金融公庫宅地債券」の下に「又は沖繩振興開発金融公庫宅地債券」を加え、「及び北海道東北開発公庫」を「北海道東北開発公庫及び沖繩振興開発金融公庫」に改める。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第二十条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「環境衛生金融公庫」の下に「沖繩振興開発金融公庫」を加える。

(旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部改正)

第二十一条 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第十六条の二第二項中「国民金融公庫」の下に「又は沖繩振興開発金融公庫」を加える。

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)

第二十二条 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第二十九条中「国民金融公庫」の下に「又は沖繩振興開発金融公庫」を加える。

(国会議員互助年金法の一部改正)

第二十三条 国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「国民金融公庫」の下に「又は沖繩振興開発金融公庫」を加える。

(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)

第二十四条 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第二項中「国民金融公庫」の下に「又は沖繩振興開発金融公庫」を加える。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第二十五条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。

第四十九条中「国民金融公庫」の下に「又は沖繩振興開発金融公庫」を加える。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第二十六条 地方公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第五十一条中「国民金融公庫」の下に「又は沖繩振興開発金融公庫」を加える。

(郵便貯金法の一部改正)

第二十七条 郵便貯金法(昭和二十二年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項第五号中「第二十二條の二の規定」の下に「又は沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十六年法律第 号)第十九條第六項において準用する住宅金融公庫法第二十二條の二第一項の規定」を加える。

(住宅金融公庫法の一部改正)

第二十八條 住宅金融公庫法の一部を次のように改正する。

第二十三條第七項中「前項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 公庫は、主務大臣の認可を受けて、沖繩振興開発金融公庫に対し、保険法による保険の業務の一部を委託することができる。第二項から第四項までの規定は、この場合について準用する。

第三十三條第一項中「第二十三條第七項」の下に「又は第八項」を加える。

第四十七條中「第二十三條第七項」を「第二十三條第八項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改める。

第四十八條中「第二十三條第七項」の下に「又は第八項」を加える。

(産業労働者住宅資金金融通法の一部改正)

第二十九條 産業労働者住宅資金金融通法の一部を次のように改正する。

第三條中「(以下「公庫」という。)」を「又は沖繩振興開発金融公庫(以下「公庫」と総称する。)」に改める。

第九條第一項の表区分の欄中、以下「公庫法」という。を削り、「公庫法第二條第五号」を「住宅金融公庫法第二條第五号」に改め、同条第二項中「公庫法第二條第八項」を「住宅金融公庫法第二條第八項」に、「公庫法第二條第九項」を「同条第九項」に改め、同条第三項中「公庫法第二十一條の三第一項」を「住宅金融公庫法第二十一條の三第一項」に、「公庫法第二十一條の三第三項」を「同条第三項」に改め、同条第四項中「公庫法」を「住宅金融公庫法」に改める。

第十條第二項中「公庫法」を「住宅金融公庫法」に改める。

第三十一條中「公庫法第二十四條第一項」を

「住宅金融公庫法第二十四條第一項又は沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十六年法律第号)第二十二條第一項」に改める。

第三十二條中「公庫法第二十五條」を「住宅金融公庫法第二十五條又は沖繩振興開発金融公庫法第二十三條」に改める。

第十四條を次のように改める。

(主務大臣、主務省令)

第十四條 この法律における主務大臣は、住宅金融公庫にあつては建設大臣及び大蔵大臣とし、沖繩振興開発金融公庫にあつては内閣総理大臣及び大蔵大臣とする。

2 この法律における主務省令は、住宅金融公庫にあつては建設省令・大蔵省令とし、沖繩振興開発金融公庫にあつては総理府令・大蔵省令とする。

第十六條及び第十七條中「公庫法」を「住宅金融公庫法」に改める。

(地すべり等防止法の一部改正)

第三十條 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第四十七條の見出し中「住宅金融公庫」を「住宅金融公庫等」に改め、同条中「(昭和二十五年法律第五十六号)」の下に「又は沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十六年法律第号)」を、「住宅金融公庫」の下に「又は沖繩振興開発金融公庫」を加える。

(地方住宅供給公社法の一部改正)

第三十一條 地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第四十五條の見出し中「住宅金融公庫」を「住宅金融公庫等」に改め、同条中「住宅金融公庫」の下に「及び沖繩振興開発金融公庫」を加える。

(日本労働者住宅協会法の一部改正)

第三十二條 日本労働者住宅協会法(昭和四十一年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第三十八條中「及び年金福祉事業団」を、「沖繩振興開発金融公庫及び年金福祉事業団」に改める。

(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の一部改正)

第三十三條 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二十四條の見出し中「住宅金融公庫」を「住宅金融公庫等」に改め、同条中「(昭和二十五年法律第五十六号)」の下に「又は沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十六年法律第号)」を加える。

(農山漁村電気導入促進法の一部改正)

第三十四條 農山漁村電気導入促進法(昭和二十七年法律第三十五十八号)の一部を次のように改正する。

第四條中「農林漁業金融公庫」の下に「及び沖繩振興開発金融公庫」を加える。

(自作農維持資金金融通法の一部改正)

第三十五條 自作農維持資金金融通法の一部を次のように改正する。

第一條中「農林漁業金融公庫」の下に「又は沖繩振興開発金融公庫」を加える。

第二條第一項中「(以下「公庫」という。)」を「又は沖繩振興開発金融公庫(以下「公庫」と総称する。)」に、「省令」を「農林省令・大蔵省令(沖繩振興開発金融公庫に係るものにあつては、総理府令・農林省令・大蔵省令。第五條において同。)」に改め、同条第二項中「公庫」を「農林漁業金融公庫又は沖繩振興開発金融公庫が、それぞれ」に改め、「大蔵大臣」の下に「又は内閣総理大臣、農林大臣及び大蔵大臣」を加える。

第五條第一項及び第二項第七号中「省令」を

「農林省令・大蔵省令」に改める。

(果樹農業振興特別措置法の一部改正)

第三十六條 果樹農業振興特別措置法(昭和三十六年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項第六号中「(以下「公庫」という。)」を「又は沖繩振興開発金融公庫(以下「公庫」と総称する。)」に改める。

第五條第一項中「(昭和二十七年法律第三十五十五号)」の下に「又は沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十六年法律第号)」を加え、同条第二項中「公庫」を「農林漁業金融公庫」に改める。

附則第二項中「公庫」を「農林漁業金融公庫」に、「とする」を「とし、この法律の規定により沖繩振興開発金融公庫が行なう資金の貸付けについての沖繩振興開発金融公庫法第三十二條第二項及び第三十三條第二項の規定の適用については、同法第三十二條第二項中「自作農維持資金金融通法」とあるのは「果樹農業振興特別措置法(昭和三十六年法律第十五号)」と、同法第三十三條第二項第一号中「自作農維持資金金融通法」とあるのは「果樹農業振興特別措置法」とする」に改める。

(農業信用保証保険法の一部改正)

第三十七條 農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項中「掲げる資金」の下に「(以下この項において「総合施設資金」という。又は沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十六年法律第号)第十九條第一項第四号に規定する資金で総合施設資金に相当するもの」を加え、「同号」を「同表の第三号の二」に改める。

(中小漁業振興特別措置法の一部改正)

第三十八条 中小漁業振興特別措置法(昭和四十二年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「農林漁業金融公庫」を「農林漁業金融公庫等」に改め、同条中「農林漁業金融公庫」の下に「又は沖繩振興開発金融公庫」を、「(昭和二十七年法律第三百五十五号)」の下に「又は沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十六年法律第 号)」を加える。

(中小企業近代化資金等助成法の一部改正)

第三十九条 中小企業近代化資金等助成法(昭和三十一年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「中小企業金融公庫」の下に「又は沖繩振興開発金融公庫」を、「第十九条」の下に「又は沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十六年法律第 号)第十九条」を加え、同条第二項中「中小企業金融公庫法」の下に「又は沖繩振興開発金融公庫法」を加え、「同法第十九条」を「中小企業金融公庫法第十九条又は沖繩振興開発金融公庫法第十九条」に改める。

(電話加入権質に関する臨時特例法の一部改正) 第四十条 電話加入権質に関する臨時特例法(昭和三十三年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「中小企業金融公庫」の下に「沖繩振興開発金融公庫」を加える。

十二月十五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、自動車損害賠償責任保険に関する請願(第二〇九三三号)

一、個人企業税制に関する請願(第二三八八号)

第二〇九三三号 昭和四十六年十二月一日受理

自動車損害賠償責任保険に関する請願

請願者 熊本市東町四ノ一二社団法人熊本県乗用自動車協会会長 石崎日出男

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二三八八号 昭和四十六年十二月七日受理

個人企業税制に関する請願

請願者 山形県長井市小出一、七九一ノ四長井青色申告会内 飯沢半右エ門

紹介議員 伊藤 五郎君

個人企業の経営の近代化のために、経理上認められている「個人企業の事業主報酬」を国税、地方税を通じて税法上の必要経費に認めるとともに、個人事業税を撤廃されたい。

理由

一、政府原案の「青色事業主特別経費準備金制度」は、次のような問題点を含んでいる。

1 この制度が、青色申告奨励のためとするならば、年齢六十五歳で制限したり、不動産所得、山林所得を除外していることは不合理である。

2 取りくずしのときに一時所得(または事業所得)として課税するのでは減税効果は減殺されるばかりか、かえつて、その際の納税に苦勞する。

3 老後の保障のためというのなら、とりくずしたときに一時所得とするのは理論的ではない。勤労性所得ならば退職所得とすべきである。

4 この準備金方式では、勤労性所得に事業税がかかっているか酷さは解決されない。

二、事業主報酬について

1 事業主報酬は給与所得として源泉徴収する。

2 事業主報酬を控除した企業利益は事業所得として、事業主報酬と合算して確定申告する。

以上のように取扱えば現行制の税負担とは大

きな差が生じ、経営近代化への道がはばまれな

い。

第五号中正誤

ページ 段行 誤 正

八 終わり 大副 大幅

三 三 機会に 機会を

三 終わり 繰り上げ 引き上げ

三 終わり 終ります。 (拍手)

昭和四十七年一月十二日印刷

昭和四十七年一月十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

B